

効率化検査について

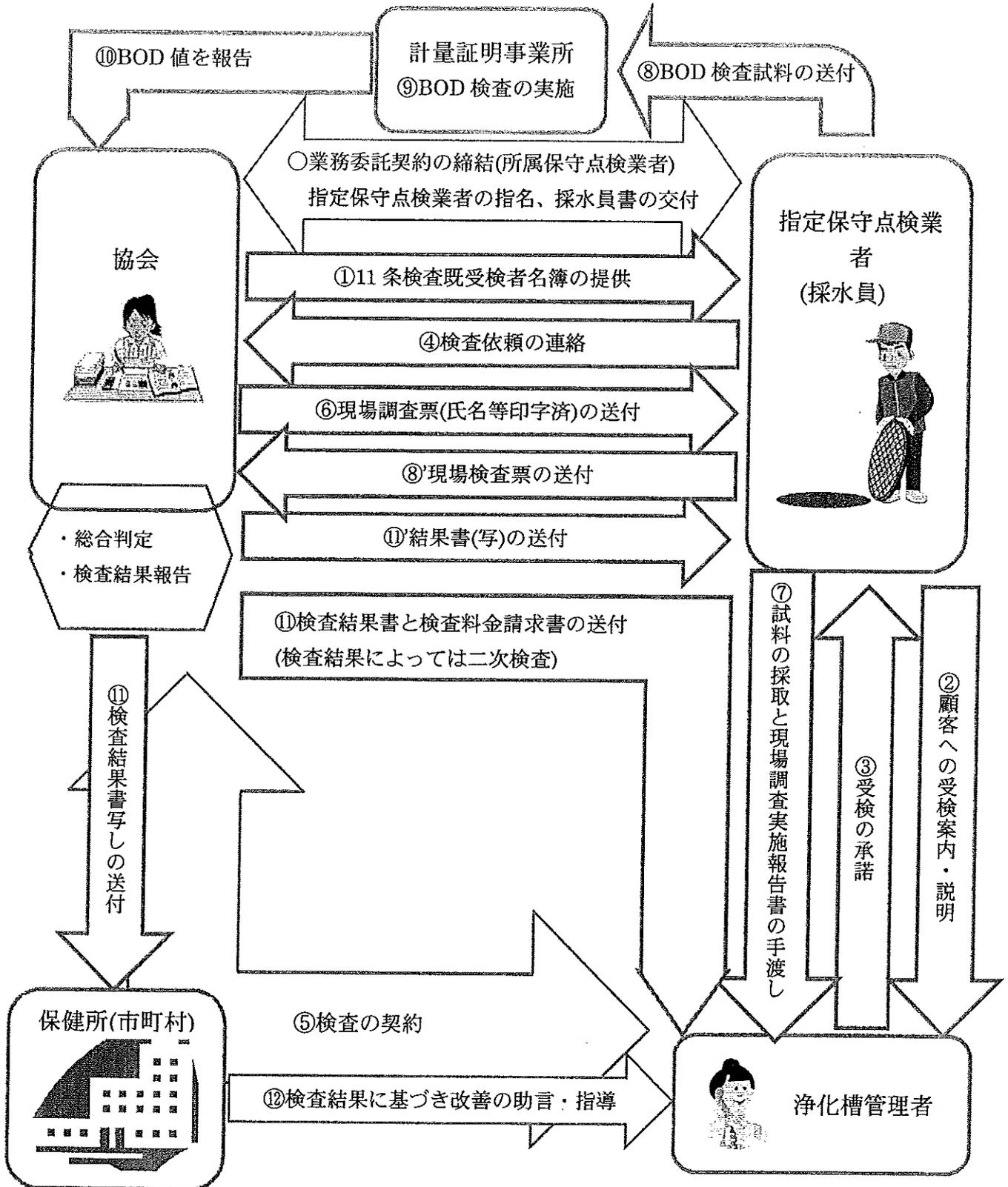


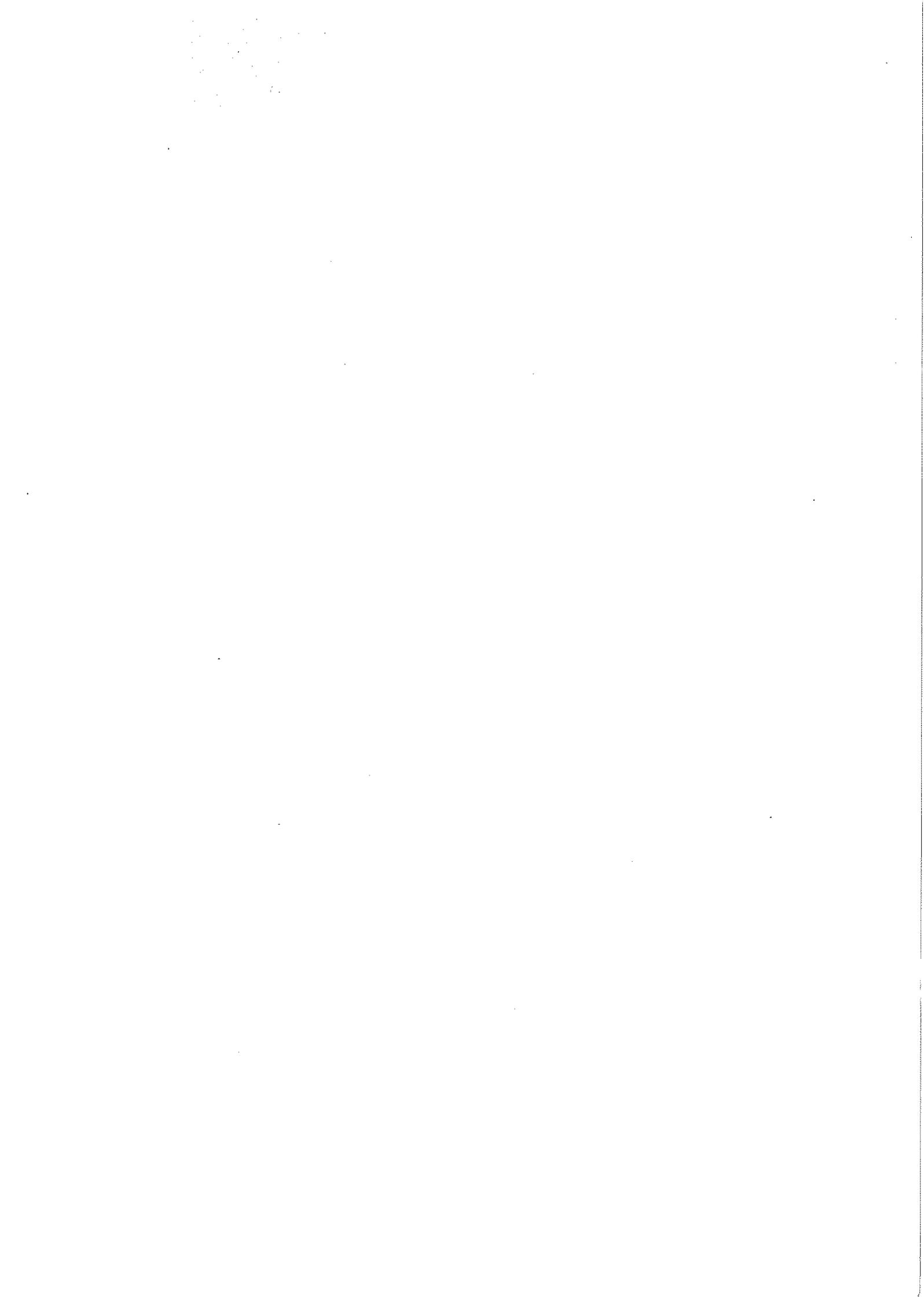
効率化検査について

1. 指定保守点検業者の指定
一般社団法人大阪府環境水質指導協会(協会) は、浄化槽保守点検業者の指定申請を受けて指定を行う。有効期間は3年とする。
今年度については、本日添付資料にあります指定保守点検業者(仮)申請書を協会に送付してください。
指定時に協会と個別に契約を行います。
2. 指定保守点検業者の要件
 - ①大阪府内で浄化槽保守点検業の登録を受けていること
 - ②一般社団法人大阪府環境水質指導協会の会員であること
 - ③専任の採水員をおくこと
3. 採水員の資格
 - ①浄化槽管理士であること
 - ②採水員認定講習会を受講し、その課程を修了した者であること
4. 採水員制度の検査の対象とする浄化槽
原則：10人槽以下の、現在11条を受検されていない浄化槽で、自ら管理をしているもの
5. 効率化検査の流れ
別添資料を参照
6. 主な業務の内容
 - ①受検の案内
 - ②基礎的事項の情報把握
 - ③外観検査に係る確認、
 - ④総残留塩素濃度・透視度の測定、
 - ⑤BOD 検査試料の採取及び送付、
 - ⑥書類検査に係る確認等
7. 今後のスケジュール
指定申請について
正式な契約の締結は、貴社の管理士の方の採水員登録終了後になります。
本日配布しています仮申請書を協会までお出してください。
採水員講習会について
日時：平成25年8月23日(金) 13:30～
場所：堺商工会議所 2F
予備日：平成25年8月28日(水) 13:30～



採水員業務の流れ





大阪府知事登録浄化槽保守点検業者 様

一般社団法人 大阪府環境水質指導協会
会長 辻 精一郎

採水員講習会の開催について

平素は、当協会の運営並びに業界の発展に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、採水員による浄化槽法第11条検査に基づく定期検査への効率化検査が今年度9月より導入されることとなりました。

つきましては、効率化検査の導入にともない下記日程により採水員認定の講習会を開催しますのでご出席下さいますよう、お願い致します。

※浄化槽管理士の免状を持たれた方が採水員講習会受講の対象となります。

※講習会は会場の都合上100名までとなります。

記

1. 日 時 平成25年 8月23日(金) 13:30~16:30
(予備日8月28日(水))
2. 場 所 堺商工会議所2F大会議室(堺市北区長曾根町130-23)
3. 講習料 無料

*別紙、指定保守点検業者(仮)申請書・採水員講習会受講申込書を、
ご記入頂き必ず協会あてに郵送して下さい。

〒591-8032 堺市北区百舌鳥梅町1-24-3
一般社団法人 大阪府環境水質指導協会
電話 072-257-3531 F A X 072-257-3605

浄化槽法定検査に係る Q/A 集

※ この Q/A 集は、採水員が浄化槽管理者への説明時に予想される質問をまとめたものです。

質問		回答
法定検査全般		
Q1	7条検査の目的は。	浄化槽が適正に施工され、正常に機能しているかを確認する検査です。
Q2	11条検査（定期水質検査）の目的は。	浄化槽の放流水の水質を検査するとともに、日常の保守点検や清掃が適正に行われているかを検査し、浄化槽の機能が適正に発揮されているかを総合的に判定し行政機関に報告するものです。
Q3	法定検査はいつから実施されているか。	浄化槽法が施行された昭和 60 年 10 月 1 日から実施されています。（交付は昭和 58 年 5 月 18 日）
Q4	11条検査（定期水質検査）の検査項目はどのように定められているのか。	国から、外観検査 75 項目、水質検査 5 項目、書類検査 6 項目が示されています。（平成 7 年衛浄第 33 号、平成 7 年衛浄第 34 号、平成 19 年環境省告示第 64 号、浄化槽法定検査判定ガイドライン）
Q5	11条検査（定期水質検査）の判定方法はどのように定められているのか。	国から、外観検査、水質検査、書類検査について、それぞれ判定方法が示され、これらを総合的に勘案し、「適正」、「おおむね適正」、「不適正」の 3 段階で判定することが示されています。
Q6	11条検査（定期水質検査）未受検の場合、罰則はあるのか。	知事は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、勧告、命令をし、この命令に違反した者は 30 万円以下の過料に処すると規定されています。 (浄化槽法第 66 条の 2)
Q7	罰則を適用された例はあるのか。	平成 25 年 3 月 31 日現在、罰則の適用事例はないと聞いています。
Q8	近所でも誰も検査を受けていない。なぜ自分だけ言われるのか。	7条検査（設置時検査）、11条検査（定期水質検査）は、浄化槽法により義務付けられています。府や市町村では、今後ともなお一層受検率向上のため府民に広く PR すると聞いています。私たちも法定検査受検推進に協力しています。

質問		回答
Q9	保守点検を業者に頼んでいるのに、なぜまた 11 条検査（定期水質検査）を行うのか。	保守点検は、浄化槽の装置や機械の調整・修理、消毒剤の補充や汚泥の状況を確認するものです。一方、11 条検査（定期水質検査）は、浄化槽の放流水の水質（BOD 等）を検査するとともに、日常の保守点検や清掃が適正に行われているかを検査し、浄化槽の機能が適正に発揮されているかを総合的に判定し、行政機関に報告するものです。
Q10	保守点検と法定検査の違いは、中身は一緒ではないのか。	上記 Q9 と同回答
Q11	使用して〇年経過するのに初めて検査が必要と言われた。なぜ使用時に言ってくれないのか。	府や市町村では、広報誌やパンフレットの配布など、府民の皆様に PR しています。今後も普及啓発に力を入れます。
Q12	11 条検査（定期水質検査）を受検すると川はきれいになるのか。	河川の汚濁原因の約 7 割が生活排水によるものです。11 条検査（定期水質検査）で「適正」と判定される浄化槽は 82.8%です（平成 24 年度実績）。「不適」や「おおむね適正」と判定された浄化槽を改善することが、河川の水質改善につながるものと考えます。
Q13	府、市町村は周知啓発にどのように取り組んできたのか。	市町村の広報誌、パンフレットの配布などを通じて、府民の皆様に PR しています。
Q14	7 条検査（設置時検査）を受けていない場合、初めの検査は 7 条検査か。	7 条検査（設置時検査）は使用開始後 3 月を経過した日から 5 月間の期間内に実施する必要があります。原則、これを経過したものは 11 条検査（定期水質検査）を受検することになります。
Q15	採水してから判定結果報告書が浄化槽管理者に届くには何日程度かかるのか。	概ね 1 ヶ月以内に検査報告書を送付します。
Q16	11 条検査を申し込むにはどうすればよいか。	保守点検業者に依頼の事務手続きお願いして下さい。また、指定検査機関（協会）に直接申し込んでもかまいません。

質問		回答
検査日		
Q17	今回 11 月に採水員検査を行った場合、次回、つまり、来年も 11 月でないか。	そのようなことはありません。(採水日を集約するなどの理由により) 前年と月が変わることは構いません。
検査手数料		
Q18	他府県に比べて検査料が高いのではないか。	全国平均 5,100 円に比べ高いものではありません。(平成 23 年 4 月和歌山県調べ)
Q19	効率化検査と全項目検査で料金は違うのか。	同額です。
Q20	検査手数料は誰に支払うのか。	指定検査機関(協会)に支払います。
指定検査機関		
Q21	指定検査機関はどのようにして指定されているのか。	浄化槽法第 57 条に基づき、水質に関する検査の業務を行おうとする者からの申請が浄化槽法施行規則第 55 条に定める要件を満たしているものとして府が指定しています。
Q22	大阪府環境水質指導協会はいつ指定されたのか。	昭和 61 年 3 月 25 日(大阪府指令環衛第 928 号)
Q23	指定検査機関が業界団体の組織で構わないのか。	指定検査機関に指定する際、厳正な審査を経ており、また、常に府の監督下にあります。組織的にも、団体の会計と指定検査機関としての会計を明確に区別しています。もし、不正があれば、指定を取消されることもあります。
BOD 検査		
Q24	BOD とは。	有機性の汚濁物質を酸化・分解し、きれいな水にするために必要な酸素の量のことです。
Q25	BOD を測定するのは誰か。	指定検査機関、または指定検査機関と委託契約をした民間の計量証明事業所です。

質問		回答
採水員		
Q26	採水員制度とは。	指定検査機関が指定した採水員が、BOD 検査の検体を採取するとともに、定期検査の検査項目の一部を行う制度です。
Q27	採水員の要件は。	知事（※）の登録を受けた浄化槽保守点検業者であって、指定検査機関（一般社団法人 大阪府環境水質指導協会）の会員で保守点検業者に属する浄化槽管理士のうち、協会が実施する講習を受講し、その課程を修了した者です。
Q28	採水員の身分の確認方法は。	採水員は現場調査、採水時において指定検査機関が発行した身分証明書（名前、番号入り）を服の胸付近に付けています。もしご不明の場合は、協会に直接お問い合わせください。
Q29	採水員が自分で管理している浄化槽の検査をすることでは、検査に意味がないのではないか。	採水員は検査の一部を行います。検査全体については、指定検査機関が責任を持ちます。検査員による二次検査なども行います。
Q30	保守点検業者が法定検査の一部（採水、現場調査）を行うことは違法ではないのか。	BOD 検査の検体を検査員以外の者が採取する場合は、指定検査機関による監督が確実に実行できる体制を整備することなどが、国の通知で定められています。（平成 7 年衛浄第 35 号）
その他		
採水員		
Q31	浄化槽管理者が検査手数料を納金しなかった場合の督促はだれが行うのか。	原則として、督促は協会が行います。ただし、未納の施設情報は、採水員に情報を提供しますので、浄化槽管理者に対し入金の促しをお願いします。
Q32	採水員検査の結果、不適正だった場合の翌年の検査は誰が行うのか。	原則として、採水員による採水員検査を行います。ただし、翌年の検査が 5 年周期の全項目検査に当たる場合は、協会による全項目検査を行います。
Q33	採水員が一人だったが、急にその者が会社を辞めてしまった。明日以降どうすればよいか。	協会の検査員が検査をします。

質問		回答
Q34	別の会社の採水員の仲間から手が足りないから、採水してくれと言われたのだけれど、採水してよいのか。	採水員が採水できるのは、所属する指定保守点検業者が保守点検を受託している浄化槽に限ります。他の保守点検業者が受託をしている浄化槽の採水をすることはできません。
Q35	同じ会社の非採水員の仲間から採水をしてくれと言われた。採水してよいのか。	採水員が採水できるのは、自らが保守点検を受託している浄化槽に限ります。また、協会と指定浄化槽保守点検業者との契約が必要です。したがって、採水員と非採水員が同じ保守点検業者の従業員であれば、通常、非採水員が受け持っている浄化槽について、ほかの採水員が採水することが可能です。
Q36	事業所ごとに採水員の数に上限はあるのか。	ありません。
Q37	指定保守点検業者が BOD 分析業者を選べるのか。	協会と計量証明事業所が予め委託契約を締結し、その中から協会が分析業者を指定します。
検体の搬送		
Q38	今日、〇〇と△△でそれぞれ2検体採水した。環境水質指導協会に2検体まとめて宅配便で送ってよいのか。	検体は、予め協会が指定した計量証明事業所に指定の運搬業者を使って発送して下さい。 (出来るだけ6検体以上まとめて発送して下さい)
Q39	検体は取りに来てくれないのか。	協会が指定した運搬事業者が検体を取りにまいります。
検体の保存		
Q40	一晩事業所で保管する場合、どのようにすればよいのか。専用の冷蔵庫を購入するのか。	検体の搬送は、原則として採水当日としますが、やむを得ず保存する場合は、クーラーボックスに保冷剤を入れて10℃以下にしてください。(必要に応じて協会が当初提供したものと同様の機能の物を購入し使用して下さい)

